

トマス・ホッブスの「専制的支配」論：『法の原理』および『市民について』を中心に

久野，真大
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16383>

出版情報：政治研究．48，pp.93-118，2001-03-31．九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



トマス・ホッブズの「専制的支配」論

——『法の原理』および『市民について』を中心に——

久野真大

はじめに

第一節 政治空間と自然

第二節 作為の産物としての政治空間

第三節 主人と従僕たちから形成されるコモンウェルス
むすびにかえて

はじめに

トマス・ホッブズの政治思想は、コモンウェルス (commonwealth, civitas) という政治空間をめぐって展開される。このコモンウェルスには、多数の人々のあいだの合意を契機として成立する「設立 (Institution) によるコモンウェルス」のほかに、「自然的な力 (natural force, potentia naturalis)」を契機として成立する「獲得 (Acquisition) によるコモンウェルス」がある。ホッブズは、後者を二つの類型に分け、一つを「主人 (master, dominus)」の「従僕 (servant, servus)」に対する「専制的支配 (Despotical Dominion, Dominium Despoticum)」と⁽¹⁾、もう一つを「親 (parent, parens)」の「子供 (child, liber)」に対する「家長的支配 (Paternal Dominion, Dominium Paternum)」と⁽²⁾づける⁽³⁾。

ホッブズは、一六四〇年に『法の原理』を手稿として回覧し、同著作第二部第三章において、征服を契機として成立する専制的支配についての議論を展開した。それによれば、戦争における「勝者 (victor)」は、「征服された者 (the conquered)」からの信約によって、後者に対する「絶対的な支配の権利を持つようになる」。その結果、前者は主人、後者は従僕と呼ばれるのである。⁽⁴⁾ また、一六四二年に私家版として公刊され、一六四七年に商業出版された『市民について』第八章においても、彼は同様の議論を展開した。⁽⁵⁾ さらに、一六五一年に公刊された、ホッブズの代表的著作とも言える『リヴァイアサン』第二〇章において、彼は、「征服 (Conquest) あるいは戦争における勝利によって獲得される」専制的支配についての議論を展開した。⁽⁶⁾ 彼は、同著末尾の「総括と結論」において、第二〇章で展開したのと同様の議論を再び用いることにより、「征服者 (Conqueror)」への服従および「征服」についての問題を、当時のイングランドにおける「内乱がいまだ人々に充分には教えていない」ものとして論じている。⁽⁷⁾ ただし、この「総括と結論」において、「専制的支配」の語は見られない。

それゆえ、ホッブズが彼の政治思想を展開した際に持っていた実践的意図を、同時代的状況との連関で説明しようとする一連の研究が現れた。もともと、後述するように、本稿ではそれとは異なる観点から、ホッブズの政治思想を解釈する。ホッブズの実践的意図を明らかにしようとする研究の先鞭をつけたのが、クエンティン・スキナーが一九六六年および七二年に発表した諸論文である。彼は、ホッブズの政治思想を、新たに成立した共和国政府、すなわちランブ議会の政府に対するイングランド人たちの服従の正当性をめぐって展開された、「エンゲイジメント論争」⁽⁷⁾という歴史的コンテクストとの連関で解釈した。それによれば、ホッブズによってなされた諸々の議論の基礎にあったのは、臣民たちは自分たちを保護する能力を持つ主権者に対して服従義務を負うという主張である。この点において、ホッブズの政治理論は、エンゲイジメント擁護論、すなわち共和国政府擁護論に対する貢献であり、とりわけ『リヴァイアサン』において、彼はそのことを意図していたのである⁽⁸⁾。

一九九〇年代に入り、スキナーのこれらの論文に触発されて、共和国政府に対する服従の正当性をめぐる問題との連関で、服従についてのホッブズの議論、とりわけ『リヴァイアサン』におけるそれに焦点をあてる研究がいくつか現れた。先に見たように、ホッブズは、『リヴァイアサン』第二〇章において、専制的支配は征服を契機として成立するとし、また同著の「総括と結論」において、征服者および征服の問題を論じていた。そのため、これらの研究において、ホッブズの専制的支配論と征服論との理論上のつながりが強調され、専制的支配は、征服による支配、あるいは征服によるコモンウェルスとして、取り上げられることとなった。それらの研究は、『リヴァイアサン』における「征服者」の語が、新たに成立した共和国政府を指示している点で共通している。

鈴木朝生は、一九六六年および七二年のスキナーの諸論文から示唆を受けつつ、それらを批判して、次のように論じている。すなわち、『市民について』において、ホッブズが征服者、従僕および捕囚等について行った規定は、一般的で具体性を持たないが、『リヴァイアサン』における「征服者」の語は、ランブ議会の新政府を指し示すものであつ

た。『リヴァイアサン』は、「征服」によるコモンウェルスと「征服者」の主権者を記述の中心におき、同著公刊の意図は、内乱勃発以後大陸に亡命した王党派の中で、当時祖国への帰還を試み、議会権力に服従した人々の「自由」を、弁証することにあつた。⁽⁹⁾

スキナーは、一九九〇年の論文において、初期のホッブズ解釈を改め、新たな解釈を提示した。それによれば、ホッブズは、『リヴァイアサン』を書き上げた時期に最も盛んに論じられていた問題、すなわち新共和国政府への服従の正当性をめぐる問題への回答を示唆しようとした。ゆえにホッブズは、『法の原理』および『市民について』において彼が征服に関して展開していた議論を、『リヴァイアサン』において修正し、征服と同意 (consent) が両立不可能ではないことを示した。すなわち、ホッブズは、征服者である共和国政府が、人々の自由な同意に基礎を置くことを示したのである。⁽¹⁰⁾

スキナーによる新たなホッブズ解釈を批判し、征服に関するホッブズの理論は、『法の原理』から『リヴァイアサン』に至るまで、征服と同意との関係という点において、同じであると主張するのが、ジョアン・P・サマヴィルである。彼によれば、征服に関するホッブズの理論は、当時よく知られていた諸特徴を組み合わせたものにすぎず、またそれは『法の原理』および『市民について』において充分に展開されていた。またホッブズは、『リヴァイアサン』においてこの理論をほとんど変更せず、それを用いて、ランプ議会政府への服従を正当化した。⁽¹¹⁾

スキナーによる新たなホッブズ解釈を批判し、サマヴィルのホッブズ解釈にも言及しつつ、両者とは異なつた視点から、ホッブズの征服によるコモンウェルス論を考察するのが、福田有広である。彼によれば、ホッブズは、『法の原理』の段階から、設立によるコモンウェルスおよび征服によるコモンウェルスという二つの主権者創出方法 (methods of creating sovereigns) を提示していたが、彼は自らの政治理論のなかの信約 (covenant) と共通の権力 (common power) との関係、すなわち信約と主権者の権力との関係を『リヴァイアサン』において修正した結果、同著において

は、もっぱら征服によるコモンウェルス概念を議論の中心に据え、イングランド新共和国政府の正統性を擁護した。⁽¹²⁾

このように、以上の四研究は、『リヴァイアサン』において、ホッブズが、征服、および征服を契機として成立する専制的支配についての議論を展開した実践的意図を説明している。もともと、本稿冒頭で見たように、ホッブズは、『法の原理』の時点から、征服を契機として成立する専制的支配についての議論を展開していた。よってこれらの研究は、『法の原理』および『市民について』において、ホッブズが、専制的支配論を展開した意図を説明してはいない。共和国政府が成立したのは一六四九年であり、それ以前に執筆・公刊された『法の原理』および『市民について』における専制的支配論は、共和国政府に対する服従の正当性をめぐる問題への対応とはまったく別の意図をもって、展開されたはずである。

本稿では、右に列挙した諸研究とは異なる観点から、『法の原理』および『市民について』における専制的支配論は、アリストテレスの政治観をしりぞけるという理論的意図をもつて展開されたことを明らかにする。アリストテレスは、主人と奴隷とは生来異なっており、奴隷に対する主人の支配は、政治的なものではないと論じた。これに対して、ホッブズは、主人と従僕（奴隷）との相違は、生来のものではなく、人為的にもたらされるものにすぎないと論じ、さらに、主人と従僕たちから、コモンウェルスという政治空間が形成されると論じたのである。

ホッブズの専制的支配論が、アリストテレスに対する批判のうえに展開されたことに関しては、次の二つの先行研究に言及しておく必要がある。

一つはジョン・レアードによる研究である。それによれば、ホッブズは、統治が人為の産物 (artifice) であると主張することを動機として、「生来の奴隷制 (natural slavery)」に関するアリストテレスの理論をしりぞけた。『リヴァイアサン』において、ホッブズは、主権は設立されたか否かにかかわらず、人為的 (artificial) であることを、明確にかつ一貫して主張できた。他方、『市民について』において専制的な統治 (despotic government) を扱った章は、

冗長かつ複雑で、まるで「主要理論に対するやっかいな付属物」のようである。この付属物は「多くの統治が征服から生じたと主張した点で、伝統主義者たちが正しかったことを、著者（ホッブズ）が否定できなかったがために、彼から無理に引き出された」ものなのである。⁽¹³⁾ すなわち、レアーデによれば、ホッブズは『リヴァイアサン』においてはじめて、生来の奴隷制に関するアリストテレスの理論を明確にしりぞけて、専制的な統治が人為の産物であると主張できたのである。けれども、本稿で明らかにするように、『市民について』において、ホッブズは、アリストテレスの政治観を明確にしりぞけつつ、作業によって、主人と従僕たちからコモンウェルスという政治空間が形成されると論じたのである。

ホッブズの専制的支配論を、アリストテレスの政治思想との関連で考察したもう一つの先行研究は、R・コエブナーによるものである。それによれば、ホッブズは、ジャン・ボダンの影響を受けつつ、アリストテレスによる「デスポタイアー（despotia）」解釈を参考にして、『法の原理』において「専制的（despotic）」という語を、ヨーロッパの政治議論の歴史において初めて自覚的に用いた。またホッブズは、同著において、その「専制的」という語から、アリストテレスがそれに付加した「暴政的（tyrannical）」という誤った含意を切り離した。⁽¹⁴⁾ しかしながらコエブナーは、本稿で取り上げるような、アリストテレスとホッブズとの政治観の相違については考察の対象としていない。さらに、レアーデおよびコエブナーがともに看過しているのは、アリストテレスが行った「政治家の支配」と「主人の支配」との区別を、ホッブズが否定したという事実である。これについては本稿第三節で論じられる。

本稿は三節から構成されている。第一節では、政治空間と自然との関係の捉え方において、アリストテレスとホッブズとは著しく対照的であり、その点で両者の政治観の前提が異なっていたことを手短かに提示する。第二節では、ホッブズが、設立によるコモンウェルスとは、恐怖と信約を通じて形成されるものであるとした点に注目し、彼にとって、政治空間とは作業の産物であったことを明らかにする。⁽¹⁵⁾ 以上は、第三節の論述のための準備作業である。第

三節では、ホッブズの専制的支配論に焦点をあて、ホッブズが、作為によって、主人と従僕たちから、コモンウェルスという政治空間が形成されると論じた点において、ホッブズの専制的支配論が、アリストテレスの政治観をしりぞけるという理論的な意図をもって展開されたことを明らかにする。

第二節 政治空間と自然

ホッブズは、アリストテレスの政治思想に対して批判的な態度をとり、また、アリストテレスの時代以降、政治に関する学問はまったく進歩しておらず、「政治哲学 (Civil Philosophy)⁽¹⁷⁾」は、彼の著作『市民について』から始まると自負していた。その新たな政治哲学を構築する作業の一環として、ホッブズは、アリストテレスが『政治学』で述べたいくつかの命題をしりぞけた。⁽¹⁸⁾ その一連の議論の出発点として、ホッブズは、多くの政治思想家たちによって受容されている、アリストテレスの人間観からの決別を高らかに宣言する。⁽¹⁹⁾

公のことがら (res publicae) について何かを執筆した者たちの大多数が前提とし、あるいは示そうとし、あるいは主張するのは、人間は生まれながらに社会に適合的な動物、ギリシア人たちの言い方ではゾーン・ポリティコンである、ということであり、また彼らはその基礎の上に、次のように、政治理論 (doctrina civilis) を構築する。すなわち、平和 (pax) の維持および全人類の統治のために必要なのは、あたかも、彼らがすでにそのとき諸法 (lex) と呼ぶ、ある種の諸信約 (pactum) および諸条件 (conditio) に、人々が同意することのみであるかのように、である。この公理は、大部分の者たちに受け入れられているが、それにもかかわらず誤りであり、誤謬は人間本性についてのきわめて浅薄な観察から生じている。⁽²⁰⁾

「ポリスが自然にあるものの一つということ、また人間は自然にポリス的動物 (ゾーン・ポリティコン) であるとい

「こと」⁽²¹⁾は、周知のように、アリストテレスの政治思想における主要命題の一つであった。アリストテレスの政治思想においては、ポリスこそ政治空間である。ゆえに、彼において、政治空間とは自然において存在し、人間は生来この政治空間に属する存在であった。対照的に、ホッブズは、自然のなかにおける人間の状態、すなわち人間の生来の状態を、「自然状態 (status naturae)」とし、それは、『市民について』第一章のタイトルにあるように、「政治社会 (societas civilis) のなかにいない人々の状態」⁽²²⁾である。この自然状態において、人々は生来相互に平等である。この生来の平等と、人間本性に由来する「相互に害を与えようとする意志 (voluntas)」とを原因として、人々は相互に「恐怖 (metus)」を抱くようになる。⁽²³⁾さらにホッブズは、自己保存および自然権の観点から自然状態についての説明を行う。そのうえで彼は、自然状態とは「万人の万人に対する戦争」であると結論する。⁽²⁴⁾この戦争は、人々の自己保存と相容れない。自然状態において、人々は「少数、野蠻、短命、貧しくて野卑であり、平和と社会とが与えるのを常とする、生活上のすべての快適さと華麗さとを欠いて」いる。⁽²⁵⁾これこそまさに、ホッブズの考える、政治空間不在の自然状態なのである。

第二節 作為の産物としての政治空間

人々は自己保存を貫徹するために、悲惨な自然状態を脱して、コモンウェルスを形成し、そこでの生の享受を追求せざるを得ない。コモンウェルスこそホッブズにおける政治空間であり、それはまさに作為の産物である。彼のこのような政治観は、アリストテレスのそれとは根本的に異なっている。

アリストテレスは『政治学』において、「人間は自然にポリスの動物である」と論じた直後に、動物のなかで人間のみが言葉をもつという理由で、「人間は凡ての蜜蜂や凡ての群居動物よりいっそうポリス的である」と述べている。⁽²⁶⁾ホッ

ブズはこの主張を、程度の差こそあれ、群居動物も人間もポリス的であるという主張と見なし、これに論駁して、コモンウェルスとは人為的なものであることを力説する。

アリストテレスは、彼が政治的 (Political) と呼ぶ動物たちのなかに、人間のみなならず、たとえば蟻や蜜蜂などのような他の多くのものを数えている。……他方、彼らの諸々の群はコモンウェルスではなく、またそれゆえ、それらの動物たちは、政治的と言われるべきではない。……最後に、それらの非理性的な (Brutus) 被造物たちの一致 (consensus) は自然的である。⁽²⁷⁾「それに対して」人間たちの一致は、単に信約による (pactus) もの、すなわち人為的 (artificiosus) なものである。

ここでホッブズが言う「人間たちの一致」こそ、まさにコモンウェルスであり、恐怖と信約とを通じて生じる人為的結合である。

前節で見たように、ホッブズは、自然状態において人々は相互に恐怖を抱くと論じていた。しかしながら、コモンウェルスの基礎もまた相互の恐怖にあるのである。ホッブズによれば、「政治社会の始まり (initium)」は「相互の恐怖」にあり、また「大規模かつ永続的な諸社会の起源 (origo)」も「相互の恐怖」にあつた。⁽²⁸⁾

人為的結合のもう一つの契機をなす「信約 (PACTVM)」について、ホッブズは次のように説明する。二人以上の者たちの間で相互に「権利 (rights)」を譲渡する行為が、「契約 (CONTRACTVS)」である。契約当事者が二人である場合、両当事者が契約されたことを即座に履行すれば、それと同時に契約は終了する。しかし、両当事者が契約されたことを即座に履行せず、「一方あるいは両方が信託される (creditur)」ときには、信託される者は後で履行すること「を約束する」。このような約束が信約である。この信約によって「義務 (obligatio)」が生じる。⁽²⁹⁾

次に、こうした恐怖と信約とが相互に関連しながら設立されるコモンウェルスについてのホッブズの議論に注目し

よう。

前節で見たように、自然状態とは戦争状態であり、人々はこの状態を脱して、コモンウェルスを設定し、平和を實現しようとする。「平和と確固たる防衛 (defensio)」を維持するために必要なのは、「平和と防衛に必要な諸々のこと」がらについて、全員の「一つの意志」が存在することである。このことが起こり得るのは、各人が自分の意志を他の「一者」すなわち、一人の人あるいは一つの合議体 (Concilium) の意志に……従わせる (subicito) 場合のみである」。このことは、「彼ら各人が他の各人と信約によって、彼らが自らを従属させる (submitto) 人あるいは合議体の意志に抵抗しないことを義務づけたときに」なされ、「統一 (VNIO) と呼ばれる」。この人あるいは合議体が主権者である。そして「このようにして作られた統一」は、コモンウェルスあるいは政治社会……と呼ばれる」のである。⁽³⁰⁾ といえ、コモンウェルスの存続にとって、信約のみでは不十分である。というのも、自然状態においては、どちらの当事者も即座に履行せず、相互の「信託 (fides)」によってなされた信約は、「もし、どちらかの当事者から正当な恐怖が生じるならば」、無効となる。他方、「政治状態 (status civilis)」すなわちコモンウェルスにおいては、「両者を強制し得る者が存在する」。⁽³¹⁾ この両者を強制し得る者に対する恐怖によって、はじめて、各人は信約は守ることになる。

コモンウェルスを設立する人々は、「何らかの共通の恐怖によって抑制されなければ、相互の援助を与えることも、彼らのあいだで平和を保つことも望まない」。この「共通の恐怖」とは、「処罰 (poena) の恐怖」によって諸個人を統制する「共通の権力 (potestas communis)」に対して人々が抱く恐怖、すなわち主権者の権力に対して人々が抱く恐怖である。⁽³²⁾

コモンウェルスの「市民 (civis)」となった人々を統制する、この処罰の恐怖それ自体もまた、各人が信約を結ぶことにより、主権者に与えられる。「平和を維持するためには、……安全 (securitas) が必要である」。⁽³³⁾ 「安全は人々が他の者たちに従う目的であり、この安全のために必要なのは、「諸々の信約」ではなく、「諸々の処罰」である。「処罰

を科す権利」が主権者に与えられるのは、「処罰される者たちを助けないという信約を各人が結ぶときである」⁽³⁴⁾。

このようにホッブズによれば、コモンウェルス設立のための信約は、信約当事者である人々が相互に抱く恐怖によって、無効となりかねない。それゆえ、人々は、信約を有効にするための新たな恐怖を、信約を結ぶと同時に作り出すとする。さらに、信約を結ぶことで、コモンウェルスを設立し、市民となった人々には「同胞市民 (conciuis)」に対する義務が生じ、主権者の権力はその義務によつて保証されることになる⁽³⁵⁾。

以上が、設立によるコモンウェルスの成立過程に対してホッブズが与えた説明である。設立によるコモンウェルスという政治空間は、それが恐怖と信約とを通じて形成されるという意味で、作為の産物にほかならない。

ただし、コモンウェルスにはもう一つの類型が存在する。獲得によるコモンウェルス、『市民について』において、ホッブズが「自然的」と呼ぶコモンウェルスである。

上述したことから充分に示されたのは、どのような方法により、またどのような諸段階を経て、多くの自然的諸人格 (persons) は、自らを保存する熱望から、相互の恐怖により、私たちがコモンウェルスと呼んだ一つの政治的 (civilis) 人格へと結びついたのか、ということである。さらに、恐怖を通じて自らを他者に対して従わせる者たちは、彼らが恐れているまさにその者に対して、自らを従わせるか、あるいは、自らを保護してくれると彼らが信頼する他のある者に対して、自らを従わせる。前者の方法は、戦争でうち負かされた者たちが、殺されないためにとるものであり、後者は、まだうち負かされていない者たちが、うち負かされないためにとるものである。前者の方法は、自然的な力に始まりを持ち、コモンウェルスの自然的起源と言われ得る。後者は、集まった者たちの協議 (consilium) と決定 (constitutio) に始まりを持ち、それは設立による起源である。それゆえ、二類型のコモンウェルスがある。一つの類型は、家長的および専制的のような自然的なもの。もう一つの類型は、設立された (institutus) ものであり、それはまた政治的 (politicus) と言われ得る⁽³⁶⁾。

次節においては、「自然的」なコモンウェルスのうち、ホッブズが「専制的」と呼ぶコモンウェルスに焦点をあて、

その理論的背景を説明する。

第三節 主人と従僕たちから形成されるコモンウェルス

ホッブズは、アリストテレスを強く意識して、専制的支配論を展開した。そのアリストテレスは、主人と奴隷とは生来、肉体的に異なっているものであると考⁽³⁷⁾えた。このような主人と奴隷とのあいだの生来の相違を前提として、アリストテレスは、奴隷に対する「主人の支配」と、自由人に対する「政治家の支配」とを本質的に異なつたものとして区別し、前者を政治の領域から排除した。⁽³⁸⁾

すでに見たように、ホッブズは、彼の政治論の出発点において、人々は生来相互に平等であると主張した。そのことを前提として、ホッブズは、主人と従僕との相違は自然状態においては一切存在しない、すなわち生来のものではないと述べる。

二人の人間のうち、どちらがより優れているかという問題は、自然状態ではなく、政治状態に関係する。というのも、〔本書〕第一章第三節において、生来すべての人々は相互に平等である、ということが既に示されたからである。……私の知るところ、アリストテレスが、政治学 (Politica) の第一巻において、あたかも政治の学問 (scientia politica) 全ての基礎であるかのように主張しているのは、人々のうち、ある者たちは支配するのにふさわしいように生来作られており、他の者たちは仕えるのにふさわしいように生来作られているということである。あたかも、主人と従僕とは人々の同意 (consensus) によってではなく、素質 (aptitudo) によって、すなわち生来の知識 (scientia) と無知 (inscitia) とによって分けられるかのようなものである。この基礎は、……理性に反するのみならず、経験にも反している。⁽³⁹⁾

主人と従僕との相違は、恐怖と信約とを通じて、人為的にもたらされるものにすぎない。ホッブズによれば、政治空間不在の自然状態における人々を考察するならば、ある人が他の人に対して支配権を獲得する方法は三つしかない。すなわち、設立によるコモンウェルス、専制的支配、および家長的支配、それぞれの場合である。ホッブズは『法の原理』において、専制的支配の基本型を次のように示している。

第二の権原（それは、ある人が死の恐怖のために攻撃者に降服する（submit）場合である）に関しては、それによって支配の権利が生じる。というのも、各人が（この場合のように）万物に対して権利を持つところでは、前記の権利を有効にするために必要なのは、打ち負かした者に抵抗しないという、打ち負かされた者からの信約のみである。それゆえ、勝者は、征服された者に対する絶対的な支配の権利を持つようになる。そのことによってただちに、二人からなる小さな政治体（body politic）が構成される。一人は主権者であり、主人あるいは支配者（lord）と呼ばれ、もう一人は臣民であり、従僕と呼ばれる。そしてある人がかなり多くの従僕たちに対する権利を獲得し、彼らの隣人たちが安全に（securely）彼らを侵略し得ないほどである場合には、この政治体は専制的王国（kingdom despotical）である。⁽⁴⁰⁾

このように、恐怖と信約とを通じて、主人と従僕から「政治体」が形成される。この政治体はコモンウェルスではないが、従僕たちの数が増加し、その規模が一定の大きさに達した場合には、コモンウェルスの一つの種類である「王国」⁽⁴¹⁾となる。ここには、設立によるコモンウェルスについての議論と同様に、政治空間は作為の産物であるとする論理が見られる。⁽⁴²⁾

さて、ホッブズは、主人と従僕たちから形成される政治体と、設立によるコモンウェルスとが、次の二点において同じ属性を持つと論じている。まず、第一は所有に関するものである。主人は、従僕に対して絶大な支配権を持つ。従僕が主人に対する「従属（servitus）」を行う前に持っていたものはすべて、彼の従属後は主人のものとなり、また

従僕が従属後において獲得するものはすべて、主人のために獲得される。言いかえれば、従僕は主人に対抗して、何ら「所有物」(summa)を確保し得ない。ただし従僕たちは、彼ら相互のあいだでは、所有物を確保し得るのである。この点において、従僕の主人に対する関係は、市民が「コモンウェルス」の意志、すなわち主権権力を持つ者の意志」に対して持つ関係と同じである、とホッブズは述べている。⁽⁴³⁾

第二に、いま述べた「意志」との関連で、ホッブズは、従僕たちは「彼らの意志を主人の意志に従わせる」と論じる。それゆえ、ホッブズによれば、主人は従僕たちに対して「侵害」(iniuria)をなし得ないことになる。この点において、主人と従僕たちとの関係は、設立によるコモンウェルスの主権者と「臣民」(subditus)たち」すなわち市民たちとの関係と同じである。⁽⁴⁴⁾

これら二点について論じる際、ホッブズは十分な説明を与えてはいないが、彼は、設立によるコモンウェルスを論じる際に行った、以下のような諸規定を念頭に置いていいると考えられる。設立によるコモンウェルスは、「所有権」(proprietas)と同時に生じた。そこにおいては、主権者の意志に「個々の市民たちの意志が含まれる」ゆえに、市民たちは彼ら相互のあいだでは「所有物」(proprium)を保持し得るが、主権者に対抗しては保持し得ない。⁽⁴⁵⁾ また、コモンウェルスの設立に際して、人々は彼らの意志を主権者の意志に従わせ、彼らの「強さ」(vires)と富」(facultates)に對する「権利」を主権者に譲渡する。⁽⁴⁶⁾ それゆえ、先に見た二点において、主人と従僕との関係と、設立によるコモンウェルスにおける主権者と市民との関係とは、同じなのである。⁽⁴⁷⁾

これらの想定を根拠に、ホッブズは、主人と従僕たちから形成される政治体が大規模である場合には、それがコモンウェルスであることを強調する。

しかし最初に、「二人の」共通の主人のもとに、どれほど多くの数の従僕たちから成り立つものであっても、それがコモンウェルスで

あることを完全に否定する者たちの見解が、しりぞけられねばならない。……ところで、『本書』第八章第五節で示されたように、各々の従僕の意志は主人の意志に含まれる。それゆえ彼（主人）は、彼ら（従僕たち）の強さと富とを、彼が望むように用いることができる。したがって、主人と多くの従僕たちから構成されるものはコモンウェルスなのである。⁽⁴⁸⁾

このようにして、ホッブズは、恐怖と信約とを通じて、主人と従僕たちから政治体が形成され、その政治体はコモンウェルスという政治空間となり得ることを論証した。その意味において、主人と従僕たちから形成されるコモンウェルスは、設立によるコモンウェルスと同様に、作為の産物なのである。

さらに、ホッブズは、設立によるコモンウェルスと、主人と従僕たちから形成されるコモンウェルスとのあいだには、根本的な相違はないと考えていた。というのも、彼は、アリストテレスが行った、政治家の支配と主人の支配との質的な区別を、否定したからである。ホッブズは、『市民について』において、「自由人（*liber*）あるいは市民と、従僕との相違とは、……何であろうか」という問いに対して、回答を与えようとする。彼はコモンウェルスの市民を「自由人」とし、それを従僕と対照させている。⁽⁴⁹⁾したがって、ここで彼が念頭に置いているのは、アリストテレスが行った、自由人の支配である政治家の支配と、奴隷の支配である主人の支配との区別である。この区別を意識しつつホッブズは、「自由（*LIBERTAS*）」とは運動に対する障害の不在であると定義したうえで、「縛られていない、あるいは投獄されていないすべての従僕たちと臣民たち（市民たち）」は自由である⁽⁵⁰⁾と断定する。ホッブズによれば、臣民も従僕も次の点に関しては同じ状態にある。

……臣民であれ、家族における子供であれ、従僕であれ、たとえ彼のコモンウェルス、あるいは家長、あるいは主人がいかに厳しくとも、誰も、諸々の定められた処罰によって、次のことを妨げられてはいない。すなわち、生命と健康とを保持するために必要なことすべてをなし、また、そのようなことすべてに自らを向かわせ得ることである。⁽⁵¹⁾

また、ホッブズは『法の原理』において、設立によるコモンウェルスの臣民と、従僕とを比較して、次のように述べている。

自分たち自身のあいだでコモンウェルスを設立する者たちの臣従 (subjection) は、従僕たちの臣従に劣らぬほど絶対的である。そして、この点において、彼らは等しい状態にある。しかし、前者の希望は、後者の希望よりも大きい。というのも、強制されることなしに自らを従わせる (subiect) 者は、強制されてそうする者よりも好遇されるのが、もっともなことであると考えからである。そして、彼は進んで (freely) 従い、臣従してはいるものの、自らを自由人 (FREEMAN) と呼ぶ³⁰²。

このように、ホッブズの考えでは、自由人である臣民と従僕とのあいだには、服従の性格に関して基本的な相違はない。したがって、アリストテレスが想定した、自由人の支配である政治家の支配と、奴隸の支配である主人の支配とのあいだの質的な相違も存在しない。このことはさらに、『法の原理』の次の記述においても、自明の前提とされている。

それゆえ、次のような統治の区別は正しくない。すなわち、統治する者の利益 (good) を目的とした統治と、統治される者たちの利益を目的とした統治とがあり、それらのうち、前者は専制的 (すなわち主人的 (lordly)) であり、後者は自由人たちの統治である、という区別である³⁰³。

ゆえに、主権者と自由人である市民たちから形成されるコモンウェルス、すなわち設立によるコモンウェルスと、主人と従僕たちから形成されるコモンウェルスとのあいだには、根本的な相違はないのである。

むすびにかえて

ホッブズは、『法の原理』および『市民について』において、アリストテレスの政治観をしりぞけ、政治空間不在の自然状態を提示し、政治空間は作為の産物であると論じた。また、ホッブズは、主人と奴隸についてアリストテレスが行った規定をしりぞけた。ホッブズは、主人と従僕との相違は、自然状態には存在せず、恐怖と信約を通じて、人為的にもたらされるものにすぎないと論じ、さらに、主人と従僕たちから、コモンウェルスという政治空間が形成されると論じた。このことこそ、ホッブズが両著作において専制的支配論を展開した理論的意図だったのである。

ホッブズの政治思想は、イングランドにおける同時代的状況という、短期的なコンテキストとの連関のみによつては把握され得ない。彼の著作は、古典古代以降のヨーロッパ世界における知の歴史という、長期的なコンテキストとの連関からも理解される必要がある。『市民について』はラテン語で執筆され、イングランドのみならず、広くヨーロッパ大陸の知識人たちをも、読者として想定していた。ホッブズの専制的支配論は、右のような理論的意図をもつて展開された。彼は、共和国政府に対する服従の正統性をめぐる論争に直面し、『リヴァイアサン』において、とりわけ同著末尾の「総括と結論」では「征服」や「征服者」の語を強調しつつ、この専制的支配論を、実践的意図をもつて用いたのである。

ただし、『法の原理』および『市民について』において、ホッブズが専制的支配論を展開した際に、彼が持っていた実践的意図は何であったのかということが、依然として解明されるべき問題として残されている。筆者はさしあたり、その意図はスチュアート朝体制を正統化することにあつた⁽⁵⁴⁾と考える。

本稿では、専制的支配論に焦点を当て、ホッブズが、アリストテレスの政治観をしりぞけたことを中心に論じてきた。しかし、ホッブズは、さらに広範な観点から、アリストテレスの政治観をしりぞけたとも考えられる。最後にそ

れを簡単に示しておきたい。

周知のように、ホッブズの政治論は、物体論や人間の認識論と密接に関連して展開されていた。実際、『法の原理』の前半部分では、人間論が展開されていた。『市民について』は政治論のみであるが、この著作は、本来『物体について』(De Corpore)および『人間について』(De Homine)とともに、哲学原理三部作を構成することが意図されていた。⁽⁵⁵⁾ホッブズの哲学的洞察の帰結として導かれた人間像それ自体が、アリストテレスが想定したのとは異なり、自然において、すなわち生来、政治的秩序を維持するような存在ではなかったのである。人間は自分の快・不快を基準に善悪を決定し、その基準は各人で異なる。⁽⁵⁶⁾自然状態において、各人は万物に対する権利を持ち、また善悪正邪などの道徳的諸価値についての判断は、各人が自分の欲求や自己保存を基準として行う。その結果、自然状態は戦争状態に陥る。⁽⁵⁷⁾人々は平和を求め、自己保存を貫徹するために、作為によって、コモンウェルスという政治空間を形成し、何が自分の所有物であるかの判断、および道徳的諸価値についての判断を主権者に委ね、それらについての判断を一元化しなければならぬ。⁽⁵⁸⁾主権者により、コモンウェルスの臣民たちのために示される、所有物および道徳的諸価値についての基準あるいは尺度こそが、「国法 (leges civiles, civil laws)」であり、それは主権者の命令にほかならない。⁽⁵⁹⁾この国法に主権者は拘束されない。⁽⁶⁰⁾

このように、ホッブズにおいては、政治的秩序は国法を介して保たれるべきものであり、その彼から見て、政治的秩序が自然において存在することを認めるというアリストテレスの見解は、誤謬以外の何ものでもなかったのである。さらに、ホッブズによれば、アリストテレスは、主権者は国法に従うという、「政治社会とは相容れない」見解の支持者であり、このような見解こそコモンウェルスを崩壊させる原因の一つであった。⁽⁶¹⁾このように人間観や法(ノモス)の捉え方からしても、ホッブズはアリストテレスと真つ向から対立している。しかし、これらのより広い領域における、アリストテレスに対するホッブズの自覚的挑戦については、稿を改めて論じたい。

凡例

本稿で用いたホブズの著作は、次の通りである。

EL 『法の原理』 *The Elements of Law Natural and Politic*, ed. by Ferdinand Tönnies, with a new introduction by M. M. Goldsmith (Frank Cass, 1969). 数字は部、章、節を示す。

DC 『市民の契約』 *De Cive: The Latin Version*, ed. by Howard Warrender (Clarendon Press, 1983). 数字は章、節を示す。なお、¹は、一六四七年版にホブズ自身によって付け加えられた註釈 (annotatio) を示す。英語訳として『On the Citizen』ed. and tr. by Richard Tuck and Michael Silverthorne (Cambridge University Press, 1998) を適宜参照した。

Lev 『リヴァイアサン』 *Leviathan*, ed. by Richard Tuck (Cambridge University Press, 1991). 数字は章を示し、この版のページ数を付記した。邦訳として『リヴァイアサン』(一)―(四) 水田洋訳 (岩波文庫、一九五四―一九八五年、ただし(一)―(二)は一九九二年に改訳発行) を適宜参照し、巻数と頁数とを付記した。

EW *The Collected Works of Thomas Hobbes*, ed. by Sir William Molesworth, with a new introduction by G. A. J. Rogers (12 vols, Routledge/Thoemmes Press, 1992). reprint of *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury* (John Bohn, 1839-1845).

・引用にあたっては、次の括弧を使い分けた。

() ……原著者による挿入。ただし、訳文中で原語を示す場合にもこの括弧を用いた。

[] ……引用者による補註。

・原文においてイタリックあるいは大文字で表記された語には傍点を付した。

本稿では、アリストテレスの著作として次のものを用いた。

『政治学』 アリストテレス『政治学』山本光雄訳 (岩波文庫、一九六一年)。数字は巻、章を示す。なお、慣用として用いられている、ページ版 (Aristoteles graece, ex recensione Immanuelis Bekkeri, editit Academia Regia Borussica, Belolimi, 1831) のページ数 (a はその左欄、b は右欄) を付記した。

参考文献

- Aubrey, John (1898) 'Brief Lives,' chiefly of *Contemporaries*, set down by John Aubrey, between the Years 1669 & 1696, vol. I, ed. by Andrew Clark (Clarendon Press). 邦訳『名士小伝』橋口稔・小池鉦訳(富山房百科文庫 一九七九年)。
- Fukuda, Aritiro (1997) *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars* (Clarendon Press).
- Hinton, R. W. K. (1968) 'Husbands, Fathers and Conquerors: II. Patriarchalism in Hobbes and Locke', *Political Studies*, 16, pp. 55-67.
- Koebner, R. (1951) 'Despot and Despotism: Vicissitudes of a Political Term', *Journal of the Warburg and Courtauld Institutes*, 14, pp. 275-302.
- Laird, John (1942-43) 'Hobbes on Aristotle's *Politics*', *Proceedings of the Aristotelian Society*, 43, pp. 1-20.
- Skinner, Quentin (1966) 'The Ideological Context of Hobbes's Political Thought', *The Historical Journal*, 9, pp. 286-317.
- Skinner, Quentin (1972a) 'Conquest and Consent: Thomas Hobbes and the Engagement Controversy', in *The Interregnum: The Quest for Settlement 1646-1660*, ed. by G. E. Aylmer (Macmillan), pp. 79-98.
- Skinner, Quentin (1972b) 'The Context of Hobbes's Theory of Political Obligation', in *Hobbes and Rousseau: A Collection of Critical Essays*, ed. by Maurice Cranston and Richard S. Peters (Doubleday & Co.), pp. 109-142.
- Skinner, Quentin (1990) 'Thomas Hobbes on the Proper Signification of Liberty', *Transactions of the Royal Historical Society*, 40, pp. 121-151.
- Somerville, Johann P. (1992) *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context* (Macmillan).
- Wallace, John M. (1964) 'The Engagement Controversy 1649-1652: An Annotated List of Pamphlets', *Bulletin of the New York Public Library*, 68, pp. 384-405.
- 今井宏編(一九九〇)『世界歴史大系 イギリス史二——近世——』(山川出版社)。
- 鈴木朝生(一九九四)『主権・神法・自由——ホッブズ政治思想と一七世紀イングリッシュ——』(木鐸社)。
- タック、リチャード(一九九五)『トマス・ホッブズ』田中浩・重森臣広訳(未來社)。
- 福田歓一(一九七二)『近代政治原理成立史序説』(岩波書店)。
- ・なお、本文および註において、著者名には敬称を付さない。御海容を乞う。

- (1) EL 1:19-11; 2:1-1; 2:3-1-2; 2:4-1; DC 'Praefatio ad Lectores' [15]; 5:12; 8:1; 9:1; Lev 17, p. 121. (11) 三三—三五頁; Lev 18, p. 121. (11) 三六頁; Lev 20, pp. 138-142. (11) 七〇—七六頁。なお『市民について』冒頭の「読者諸氏への序言 (Praefatio ad Lectores)」が「一六四七年版において、ホップズ自身によって、付け加えられたものである。[」で示された番号は、*De Cive: The Latin Version* の編集者ハワード・ウォリンダーによって付けられたものである。
- また「設立によるモンウェルス」、「獲得によるモンウェルス」、「専制的支配」、および「家長的支配」を指示する語は、『法の原理』、『市民について』および『リヴァイアサン』において、一貫して使用されておらず、他の表現も多く見られる。しかし、本稿では理解を容易にするため、『リヴァイアサン』で用いられている諸語に統一した。
- (2) EL 2:31-9, なお引用した箇所は、EL 2:32。また「専制的支配」の語は、EL 1:19-11にある。専制的支配が、征服を契機として成立することに関しては、以下の箇所も参照。EL 2:215; 2:39.
- (3) DC 8:1-10.
- (4) Lev 20, pp. 141-142. (11) 七四—七七頁。なお引用した箇所は、p. 141. (11) 七四頁。ホップズが展開した専制的支配論について、『法の原理』および『市民について』と、『リヴァイアサン』とのあいだの異同を検証することは、本稿の守備範囲外である。ただし筆者は、それらの著作における専制的支配論の基本的枠組みは同じであると考え。
- (5) Lev 'A Review, and Conclusion', pp. 484-487. (四) 一六〇—一六四頁。なお引用した箇所は、p. 484. (四) 一六〇頁。
- (6) 共和国政府成立に至るまでの経緯は、概略次の通りである。一六四八年春、議会派内部における長老派、独立派、平等派間の対立を察知した国王派が各地で蜂起し、スコットランド軍がイングランドに侵入した。これによって第二次内乱が始まった。これに対して独立派は平等派と一時的に提携し、同年八月、国王派とスコットランド軍に対して勝利を収め、第二次内乱は終結した。しかし、それと同時に議会内の対立が再燃した。同年十二月、独立派のプライド大佐は、クロムウェルの命令により、武力を用いて、国王と妥協的な長老派議員たちを議会から追放し(いわゆる「プライドのページ」)、議会は、長老派以外の残余の議会、すなわちランプ議会となった。ランプ議会は、一六四九年一月に、国王を処刑し、同年三月に、王政と貴族院とを廃止し、さらに同年五月には、一院制の共和国樹立を宣言した。その結果、国務会議を行政機関の中核とする共和国政府が成立した。なおランプ議会は、一六五三年に解散されるまで存続した。今井(一九九〇)、二〇九—二一六頁。
- (7) ジョン・M・ウォラスの説明によれば、このエンゲイジメント論争とは、次のようなものであった。
一六四九年一〇月一日、ランプ議会は決議を出し、翌年一月一日までにエンゲイジメントに署名するよう、すなわち共和国政

府に対して服従の宣誓するように命じた。同年二月において、國務會議のメンバーは同様の宣誓をするよう命じられていた。一〇月の決議は、軍人、聖職者、教員、役人など読み書きのできる全ての人々、この宣誓が穩健な良心の妨げであるという非難を表明できる全ての人々をその対象とした。この宣誓の正当性をめぐって展開されたのが、エンゲイジメント論争である。さらに、翌一六五〇年一月二日、ランブ議會が、一八歳以上の全ての成年男子がエンゲイジメントに署名するよう義務づけると、エンゲイジメントに反対する人々はさらに憤慨し、政府をより激しく攻撃するようになった。Wallace (1964), pp. 384-390.

(8) Skinner (1972a), cf. Skinner (1966), pp. 303-312, Skinner (1972b), pp. 119-135. このように、スキナーは、彼の初期のホッブズ研究において、ホッブズが提示した「保護と服従との相關関係 (mutual relation between protection and obedience)」を強調した。「征服」の問題についての言及は、Skinner (1972a), pp. 95-97. において散見されるのみである。

(9) 鈴木 (一九九四)、『二五八—三〇三頁。』

(10) Skinner (1990), pp. 142-151.

(11) Sommerville (1992), pp. 63-70, p. 165, pp. 181-182, n. 71.

(12) Fukuda (1997), pp. 38-68.

(13) Laird (1942-43), pp. 8-12. なお引用した箇所は、p. 11.

(14) Koebner (1951), pp. 287-292.

(15) この点に関して筆者は、福田 (一九七一) から多くを学び、大いに触発された。

(16) アリストテレスの政治思想に対するホッブズの批判的態度は、『リヴァイアサン』における以下の記述からもうかがえる。「……私の信じるところ、……彼〔アリストテレス〕が自分の政治学 (*Politiques*) において言ったことの多くよりも、統治と相容れないことは、……ほとんど何も語られ得ない。」(Lev 46, pp. 461-462, (四) 一一一頁)

また、ホッブズの伝記作家として有名なジョン・オーブリーは次のように述べている。「アリストテレスは、今までの最悪の教師で、政治学者 (politician)、倫理学者 (ethicist) としても最低である——世間を渡れる程度の田舎者なら彼に劣らないであろう……と彼〔ホッブズ〕が語るのを、私〔オーブリー〕は聞いたことがある。」Aubrey (1898), p. 357. 邦訳、一二三頁。

(17) 「……道徳哲学 (moral philosophy)」あるいは政体 (policy)「統治および諸法について執筆してきた人々は、これらに関する無数の書物があるにもかかわらず、彼らが扱ってきた諸問題における不確かさと論争とを決して取り除くことがなかったため、彼らはそれらを大いに増加させてきた。また今日においては誰も、二〇〇年前にアリストテレスによって述べられたことよりも多くを知ろうと望みすらしない。」(EL I:33)

- (18) *Elements of Philosophy. The First Section, Concerning Body*, EW, vol. I, p. ix.
- (19) アリストテレスの政治思想は、本稿で論じるよりもはるかに深遠かつ豊富な内容を有している。筆者が論じようとするのは、ホッブズによるアリストテレス政治思想の、批判の対象としての、理解に限定される。
- (20) DC 1:2.
- (21) 『政治学』1・11 (1253a)°
- (22) 一六四二年版では、単に「社会のなかにいない人々の状態」となっている。
- (23) DC 1:3-6; cf. EL 1:14:2-5.
- (24) DC 1:12; cf. EL 1:14:11.
- (25) DC 1:13; cf. EL 1:14:12.
- (26) 『政治学』1・11 (1253a)°
- (27) DC 5:5; cf. EL 1:19:5.
- (28) DC 1:2. なお、設立によるコモンウェルス論における相互の恐怖については、Fukuda (1997), pp. 162-164. に詳しい。それによれば、主権者創出契約 (sovereign-making contract) は、相互の恐怖を排除するためになされるが、その契約に実体を与えるのは相互の恐怖である°。
- (29) DC 2:9-10; cf. EL 1:15:8-9.
- (30) DC 5:6-9; cf. EL 1:12:8, 1:19:6-8.
- (31) DC 2:11; cf. EL 1:15:10.
- (32) DC 5:4-5; cf. EL 1:19:4, 1:19:6.
- (33) DC 5:3.
- (34) DC 6:3-5.
- (35) DC 6:20.
- (36) DC 5:12; cf. DC 1:2n; EL 1:19:11. この箇所のホッブズの記述からすると、「自然的」なコモンウェルスと「政治的」なコモンウェルスとがあることとなり、前者に含まれる「専制的」なコモンウェルス、すなわち、主人と従僕たちから形成されるコモンウェルスは、一見すると政治空間ではないように見える。しかしながらホッブズは、コモンウェルスの起源との関連で「自然的」という語を用いている。

(37) 『政治学』 1・11 (1252a) 1・15 (1254b-1255a)。

(38) 『政治学』 1・7 (1255b) 3・4 (1277a-b) 3・6 (1278b-1279a) 7・3 (1325a) 7・14 (1333a-b)。

(39) DC 313; cf. EL 1:171.

(40) EL 2:32; cf. DC 81.

(41) ホップズが「政治体」および「王国」という語を使うとき、彼がこれらの語に対して与えていた意味を、とりわけ「コモンウェルス」という語との関連で簡単に触れておく。

ホップズは『法の原理』において、「政治体」を次のように定義している。「多くの者の意志 (wills)」が、各人相互間の信約を通じて、一人の人あるいは一つの「合議体 (COUNCIL)」の意志に含まれることが、「統一 (union)」であり、また、このようにして作られた統一が、「政治体」あるいは「政治社会 (civil society)」である。ホップズによれば、「政治体」には従属的なものと従属的でなく独立したものとの二種類がある。コモンウェルスは後者に属する (EL 1:196-1; cf. EL 1:128)。

ホップズは、「王国 (kingdom, regnum)」という語には明確な定義を与えていない。もともと、以下の記述から、「王国」は「コモンウェルスの一つの種類である」「君主政 (monarchy, monarchia)」の別称であることが推測できる。『法の原理』において、ホップズは、家族が大規模になり一定の軍事力を備えた場合に「その家族は「世襲的王国 (PATRIMONIAL KINGDOM)」あるいは「獲得による君主政」と呼ばれ」と述べている (EL 2:410; cf. DC 9:10)。また『法の原理』および『市民について』において、ホップズは、設立によるコモンウェルスについて論じる際に「君主政」と「王国」の語を交換可能なものとして用いている (EL 2:29; DC 7:3)。

(42) ただし、『法の原理』および『市民について』においては、ホップズの議論には不明瞭な点が存在する。というのも、彼は「従僕」という語を、主人と信約を結ぶ従僕と、信約を結ばない従僕との両方に対して用いているからである。ホップズによれば、「戦争において捕らえられ、その生命を助けられたすべての者が、主人と信約を結ぶとは考えられない」。信約を結ばない従僕は、牢獄や強制作業場のなかで、あるいは枷につながれて、主人に対する奉仕を行う (DC 8:2, 8:4; cf. EL 2:333)。『法の原理』において、ホップズは、「この種の従僕」は「奴隷 (SLAVE)」と呼ばれると述べている (EL 2:333)。他方、主人と信約を結ぶ従僕については、その信約から、主人に対する義務が生じる。本稿第二節で見たように、信約には信託が必要であった (DC 2:9; cf. EL 1:158-9)。主人は、従僕を牢獄や枷につなぐに、彼に「身体的自由 (libertas corporalis)」を与えることによって、彼を信託するのがある (DC 8:3; cf. EL 2:333)。

『リヴァイアサン』において、ホップズは、「従僕」とは主人と信約を結んだ者であると明確に定義し、他方、「牢獄や枷につな

がれている」者は「捕虜 (Captive)」であり、奴隸と呼ばれ、従僕には含まれないとする (Lev 20 p. 141. (一) 七四—七五頁)。
『法の原理』および『市民について』における、「従僕」という語の不明瞭さは、このようにして解消されている。

(43) DC 85; cf. EL 2:34.

(44) DC 87. なお『市民について』において、「市民」と「臣民」とは同義語である (DC 5:11)。

(45) DC 6:15.

(46) DC 58; cf. EL 1:19:7.

(47) もっとも、このように説明したところで、ホッブズの記述にはなお不明瞭な点が残る。ホッブズは、主人は従僕たちに対して侵害をなし得ない、と述べた。ただし、彼によれば、「侵害」とは信約の破棄である (DC 3:3; cf. EL 1:16:3)。コモンウェルスの設立に際して、信約は市民となる人々相互の間で結ばれ、主権者は市民たちと信約を結ばない。それゆえ、設立によるコモンウェルスにおいて、主権者は市民たちに侵害をなし得ない (DC 7:7; 7:9; 7:12; 7:14; cf. EL 2:22:3; 2:27)。しかしながら、註(42)で見たとように、従僕たちは信約を結ぶ場合には、主人と結ぶのである。

(48) DC 10:5; cf. EL 2:5:1.

(49) DC 9:9.

(50) DC 9:9.

(51) DC 9:9. なお、ホッブズによれば、市民と従僕との相違は次の点にある。「他方、(従僕たちがいる、すべてのコモンウェルスと家族において、自由な市民たち、および家族における子供たちは、従僕たちとくらべて、次の点で優位にある。すなわち、彼らはコモンウェルスにおける、あるいは家族における、より名譽ある仕事を行い、またより多くの余剰物 (*res superflua*) を保有する。それゆえ、自由な市民と従僕との相違は次のことにある。すなわち、自由人は、確かに、コモンウェルスにのみ仕える者であるが、従僕はさらに同胞市民にも仕える者である。」(DC 9:9)

(52) EL 2:4:9.

(53) EL 2:5:1. またホッブズは、『市民について』のなかの同じことを論じた箇所において、このような統治の区別は、アリストテレスが『政治学』七卷一四章において行ったものだとしている (DC 10:3)。また『政治学』七・一四 (1333a) 参照。

(54) R・W・K・ヒントンは、『リヴァイアサン』における専制的支配論が、スチュアート朝支持のために用いられたとする。すなわち、『リヴァイアサン』において、ホッブズは、主人が従僕に対して有する権力、すなわち征服者が彼に降服した者たちに対して有する権力について論述したが、その論述は、チャールズ一世の権力が、ウィリアム征服王から代々受け継がれたものであるこ

とを明確に示していた。Hinton (1968), p. 58.

本稿「はじめに」でも述べたように、『リヴァイアサン』は、共和国政府成立後、すなわちチャールズ一世処刑後に公刊された著作であるため、ヒントンの解釈の妥当性については疑問が残る。ただし『法の原理』および『市民について』の専制的支配論に限って言えば、彼の解釈は妥当性を持つと言えよう。

(55) DC 'Praefatio ad Lectores', [18]–[19].

(56) EL 1:7.3.

(57) EL 1:14.6–11; 2:10.8; DC 1:7–12; 3.31.

(58) この点に関しては、次のものを参照。タック (一九九五)、九九一–一四五頁。Fukuda (1997), pp. 41–45.

(59) EL 2:1.9–10; 2:10.8; DC 6:8.9.

(60) EL 2:8.6; DC 6:14.

(61) DC 12:4; cf. EL 2:8.4; 2:8.6. またホッブズによれば、アリストテレスは法と信約とを混同し、「法とは、個々のことがらを、どのように行うべきかを告示する、コモンウェルスの共通の同意によつて決定された言辞 (*oratio*) である」という、法についての誤った定義を行った (DC 14.3)。ただし、ここでホッブズが引用しているのは、『アレクサンドロスに贈る弁論術』からの一節である。同著はアリストテレスの著作とされてきたが、それが偽書であることは今日では定説となっている。